

第10期神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画の策定に係る 実態調査及び計画策定支援業務委託 公募実施要領

1 案件名称

第10期神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画の策定に係る実態調査及び計画策定支援業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的

本業務は、「第9期神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画（令和6年度から令和8年度）」（以下「第9期計画」という。）の実施状況を検証、及び「第10期神戸市介護保険事業計画策定に向けての実態調査」（以下「実態調査」という。）を実施するほか、これらの結果分析、国及び県の動向、市民ニーズ、地域課題や特性等を踏まえた3か年計画（令和9年度から令和11年度）として「第10期神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画」（以下「第10期計画」という。）を策定することを目的とする。

(2) 概要

第10期計画の策定にあたって、介護予防事業の分析等も含めた「高齢者一般調査」、要介護認定を受けている65歳以上の高齢者に対する「在宅高齢者実態調査」、施設に対する「施設調査」の3つの調査を実施するにあたり、発送準備のほか、調査回収後のデータ入力、集計、報告書の作成等を実施する。

また、本市介護保事業及び上記実態調査の分析、第10期計画期間の方策の検討及び提言、国や他都市等からの情報収集、介護保険料算定にかかる業務支援、第10期計画（案）の作成、第10期計画（案）に関する意見募集（以下「パブリックコメント」という。）の実施支援、計画策定委員会の運営支援、第10期計画の印刷、製本等といった業務を実施する。

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

※契約締結時には、契約候補者から受けた企画提案内容について仕様書に盛り込むことになる

(4) 事業規模（契約上限額）

予算額 29,544,000 円（消費税含む）

《内訳》

令和7年度 18,115,000 円（消費税含む）

令和8年度 11,429,000 円（消費税含む）

(5) 契約期間

契約締結日（令和7年9月頃）～令和9年3月31日まで

※債務負担行為による複数年契約

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

ただし、令和7年度においては令和7年10月1日以降、令和8年度においては令和8年10月1日以降、受託者からの請求に基づいて、各年度の委託金額の1/2を上限に概算払いできるものとする。

(3) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (2) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしている団体でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (4) 直近1年間の所得税または法人税、消費税及び地方消費税、県税、市県民税等を滞納している団体または代表者がこれらの税金を滞納している団体でないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する団体でないこと。
- (6) 本市から指名停止措置を受けている団体でないこと。
- (7) 本事業の目的に賛同し、これを推進しようとする意欲があること。
- (8) 参加表明（エントリー）期限までに所定の様式（様式第1号）にて参加表明書を提出していること。
- (9) 受注者及び再委託の相手方は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマーク制度の認定、若しくは ISO/IEC27001 又は JIS Q 27001 の認証を受けていること。

5 提出物 ※すべて電子データとする

- (1) 参加申込書（様式1号）
- (2) 参加表明書（様式2号）
- (3) 企画提案書

企画提案書には以下の内容について盛り込むこと

- ①本業務の実施にあたり、事業者が重要と考える点、方針
- ②本市における高齢者を取り巻く状況と介護保険制度の現状
- ③高齢者実態調査等関連調査及び調査結果の分析や量的推計等にかかる支援業務の具体的内容、方法
- ④本市における高齢者の保健福祉、介護保険事業、認知症施策等の現状や地域特性及び国の動向等を踏まえた次期第10期計画策定に対する事業者の考え方、次期10期計画の枠組みの提案等
- ⑤業務開始から完了までの業務スケジュール、実施フロー、事業者と本市の役割分担
- ⑥本業務の実施にかかる人員体制（配置人数、分担、職種、職員の業務実績等）、本市との打ち合わせ回数等
- ⑦同種業務（福祉、介護、障害関係）や、類似業務（総合計画等）の業務実績

※業務の一部再委託を検討している場合については、その具体的内容（どの業務をどの事業者等に）を⑤に記載して提案内容に反映すること。

なお、再委託については、神戸市の書面による事前承諾が必要。

- (4) 会社・団体概要など

- ・地元企業（本社、本部機能を神戸市内に有する事業者）に該当する場合は、根拠として登記簿謄本又は登記事項に関する履歴事項全部証明書等の写しを提出すること。
- ・準地元企業（本社が神戸市内にないが、支店等が神戸市内にある事業者）に該当する場合は、根拠としてその事実が分かる資料（会社パンフレット等）を提出すること。

と。

(5) 事業費見積書

(6) 電子契約システム利用確認書

SMBC クラウドサイン株式会社が提供する電子契約サービスによる契約締結に応じる場合のみ、提出すること。詳細については、市 HP (https://www.city.kobe.lg.jp/a08691/20220520_econtract.html) を参照。

6 提出期限

(1) 提出期限

- ・参加表明書（様式 2 号）提出期限 令和 7 年 8 月 4 日（月）17 時必着
- ・質問受付期限 令和 7 年 8 月 12 日（火）17 時必着
- ・上記以外の提出物 提出期限 令和 7 年 8 月 27 日（水）17 時必着

(2) 質問及び回答

- ・質問がある場合は、様式 3 号の質問書に必要事項を記載し、下記メールアドレスに送付すること。（電話、FAX 等による質問の受付は行わない。）
- ・質問を送付する際は、必ずタイトルを「(法人名) 第 10 期神戸市介護保険事業計画・神戸市高齢者保健福祉計画の策定に係る実態調査及び計画策定支援業務に関する質問」と明記すること。
- ・質問が届いているかについては、質問者の責任で期限までに到着の確認を行うこと。

7 提出先

「5 提出物」及び、様式 3 号の質問書については、それぞれ「6（1）提出期限」に定める期限までに下記メールアドレスに送付すること。

※提出物の到達の確認まで、期限内に応募者の責任で行うこと、容量オーバーやメール送受信のトラブル等で届かなかった場合においても、期限後の提出は一切受け付けない。

【担当部署】

神戸市福祉局介護保険課 担当：中山、奥澤

〒650-8570 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

電話：078-322-6229 メールアドレス：kobekaigohokenka2@city.kobe.lg.jp

8 選定に関する事項

(1) 評価基準・配点

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- ア 本業務全体に対する基本的な考え方、方針【10点】
- イ 本計画の理解と現状把握【10点】
- ウ 高齢者実態調査等関連調査の実施手法【10点】
- エ 本計画の策定手法【10点】
- オ 第 10 期計画の提案内容【15点】
- カ 実現可能な工程計画【10点】
- キ 業務執行（支援）体制【10点】
- ク 業務実績【10点】
- ケ 地元企業【市内に本店を有する場合 10 点、支店等が市内にある場合 5 点】
- コ 事業費（見積金額）【5点】

(2) 選定方法

ア 企画提案書に基づく審査により、応募者の受託適正、提案内容及び事業費等を総合的に勘案し、評価を行う。ただし、合計点数が満点の 6 割に満たない場合は、適切な法人とは認められず、委託候補として選定しない。

イ プレゼンテーション

(ア) 開催日時：令和 7 年 9 月 5 日（金）14：00 ～ 17：00

(イ) 実施方法：オンライン

オンラインの接続方法や時間は、提出期限（8 月 27 日）後、市より応募の

あった事業者に別途連絡する。

(3) 選定結果の通知及び公表

選考結果決定次第、企画提案書の提出者全員に対して、文書で通知する。評価の結果は採用可否のみの通知とし、その他の評価、審査の内容については通知しない。

9 スケジュール

(1) 公募開始	令和7年7月14日(月)
(2) 参加表明(エントリー)期限	令和7年8月4日(月)
(3) 提案書等の提出期限	令和7年8月27日(水)
(4) プレゼンテーション実施	令和7年9月5日(金)
(5) 結果通知	令和7年9月上旬
(6) 契約締結、事業開始	令和7年9月中旬
(7) 事業完了	令和9年3月31日(水)

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第10条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない(神戸市情報公開条例に基づく公開を除く)。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 本委託業務にかかる著作権は、本市に帰属する。
- キ 評価方法や評価結果に関する不服申し立て等、選定に関する問い合わせについては、一切受け付けない。
- ク 委託契約の締結について、本市所定の「委託契約約款」に基づくものとする。
- ケ 実際の業務運営の詳細に関して、本市の指示に従うものとする。
- コ 本公募要領に定めのない事項については、別途協議によるものとする。
- カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。